

が免除されます。 ※出産とは、妊娠85日(4 前から6か月間の保険料 産日が属する月の3か月 います か月) 以上の出産をい

ら4か月間 産日が属する月の前月か 出産*予定日または出 (産前産後期

除されます。

を対象に保険料が免

なお、

多胎妊娠の場合

出産予定日または出

手続きに必要なもの

基礎年金番号通知書や

年金手帳またはマイナ

ンバーカード

(カード

を作成していない場合

マイナンバーが確

出産予定日の6か月前

届出時期

りません

ている期間は対象にな

免除期間

す。 年金保険 礎年金の受給額に反映され 納付したものとして老齢基 産前産後の一定期間の国民 免除期間は、 (料が免除されま 保険料を

対象者

(自営業

者

学生、

無職の

が出産した場合、

国

民年金第1号被保険者

月1日以降の人 ※国民年金に任意加入し 者で出産日が平成31年2 国民年金第1号被保険

佐賀年金事務所

市民生活課 保険年金係

2 4 1

5 9 9





付き身分証明書

認できる書類+顔写真

ご存じですか?国民年金付加保険料





将来の国民年金受給額を増やせます

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料(400円)を上乗せして納める ことで、受給する年金額を増やすことができます。

- ■保険料(月額) ※令和5年度の場合 定額保険料16,520円 + 付加保険料400円
 - ◇納めることができる人 国民年金第1号被保険者 任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)
 - ◇申し込み先 佐賀年金事務所または市民生活課保険年金係

■付加年金額

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料納付月 数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保 険料以上の年金が受け取れます。例えば、20歳から 60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合の年 金額は次のとおりです。

200円×480月(40年) = 96,000円(年額)が 付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされ ます。なお、付加年金は定額のため、増額・ 減額はありません。

<次の点にご注意ください>

- ※付加保険料の納付は、申し込みの月分からとなり
- ※毎月の付加保険料の納期限は、翌月末日です
- ※納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付 加保険料を納めることができます
- ※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を 納めることはできません

